

京都市まちの美化推進事業団定款

第2章 会 員

(会員の資格及び種類)

第5条 推進事業団会員の資格を有するものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 京都市
- (2) 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例第2条第1項第6号に掲げる特定事業者
- (3) 推進事業団の目的に協賛する事業者

2 推進事業団会員は、次の各号に掲げる種類とする。

- (1) 普通会員 前項の(1)及び(2)に掲げるもの
- (2) 協賛会員 前項の(3)に掲げるもの

(入 会)

第6条 推進事業団の会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により入会を申し込もうとするものが法人又は団体（京都市を除く。）であるときは、入会申込書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又はこれに代わる規程
- (2) その他理事会が必要と認めた書類

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費は、年間会費及び臨時会費とする。

3 既納の会費は、返還しない。

4 理事会は、正当な理由なく会費を滞納した会員に、督促を行なうことができる。

(資格の喪失及び停止)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき。
- (3) 後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。

2 会員が、引き続き会費を2年以上納入しないときは、その資格を停止する。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出し、理事会で承認を得なければならない。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、除名することができる。ただし、その会員に対し、あらかじめ弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 推進事業団の名誉を傷つけ、又は推進事業団の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この定款及び別に定める規程に違反し、又は総会の議決を無視する行為があったとき。
- (3) 理事会の督促にもかかわらず、会費を引き続き2年以上納入しないとき。
- (4) 当該年度の会費が納入されていない会員が退会しようとするとき。